

仕 様 書（案）

1 件 名

江戸川区児童相談所児童相談業務に係るヤングケアラー・コーディネーター業務委託

2 委託期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

3 業務概要

ヤングケアラーと思われる児童とその家庭（以下「支援対象家庭」という）の生活状況の改善に向けた支援に係る業務を委託する。

4 目 的

本事業は、ヤングケアラー支援コーディネーターを配置して、支援対象家庭の生活状況の改善に向けた支援を行うこと、また、学校等の関係機関と連携してヤングケアラーを適切な福祉サービスにつなぎ、その支援内容等を集約することを目的とする。実施にあたり、江戸川区（以下「区」という）が、受託事業者（以下「受託者」という）に委託する業務内容は、次のとおりとする。

5 業務内容

- （１）支援対象家庭に対し、面接相談や家庭訪問等の相談対応を通じて家庭の困り事をアセスメントし、必要な支援につなげること。
- （２）支援対象家庭の生活状況の改善に向けた関係機関や支援者団体との調整に関すること。
- （３）支援対象家庭に対し、必要に応じて医療機関等へ同行すること。
- （４）ヤングケアラー事例に関して児童相談所職員に専門的助言を行うこと。
- （５）ヤングケアラー事例に関する関係機関との調整、個別ケース検討会議等に参加をすること。
- （６）ヤングケアラーの社会的認知度向上のための普及啓発を図るとともに、研修会等の企画及び調整並びに実施に関すること。
- （７）ヤングケアラーに係る研修を、児童相談所職員に年２回程度、区民や地域関係機関等に年４回以上、開催することとし、その際の資料を作成する業務。自らも外部機関研修に参加するなど知見の習得に努めること。
- （８）本区におけるヤングケアラーへの支援内容の統計・調査・報告に関すること。
- （９）ヤングケアラー支援施策に係る情報の集約及び共有に関すること。
- （１０）ヤングケアラー支援に係る地域の資源の開発及び調整に関すること。
- （１１）上記業務について、児童相談所職員と連携して対応するとともに、区が指定する環境において記録すること。

6 業務の実施

- （１）場所 区が指定した場所
- （２）人員 １名以上を確保すること。
- （３）日時 月曜日から金曜日（休日、年末年始は除く）の午前９時から午後５時まで（正午

から午後 1 時までには休憩時間とする)とする。ただし、区が必要と認めた場合はこの限りでない。

7 実施体制

- (1) 受託者は業務の遂行にあたり、現場責任者を選任し、書面にて区に提出すること。また、出張、病気、休暇等により不在になるときに備えて、予め代理者を選任し、区との確実な連絡体制を確保すること。
- (2) 区は本契約の履行に関する指示は、受託者の選任した現場責任者に対して行う。
- (3) 受託者の都合により予定していた従事者が配置できない場合は、事前に区に報告し、承認を得た上で代替りの従事者を配置すること。
- (4) 委託業務の内容について、指示及び双方の相談・確認を行う際は、緊急時を除き、任意の様式を使用して行うこと。
- (5) 従事者名簿(職名、氏名、資格名、資格取得日、経験年数、その他必要事項)及び資格を証明する証明書の写し等を契約締結後、提出すること。
- (6) 従事者としては、以下に掲げる要件のいずれかを満たす者を配置すること。ただし、区が適切に業務を行うことが出来ると認めた者であれば、この限りではない。
 - (ア) 社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、公認心理士、保健師、介護支援専門員(ケアマネジャー)、介護福祉士、教員免許状取得者、保育士、こども家庭ソーシャルワーカー等、ヤングケアラーの支援を行う上で効果的な資格を有する者
 - (イ) 介護支援、生活支援業務に 3 年以上従事した者
- (7) 区は、業務の履行及び接遇の状況に不相当と思われる事由があるときは、受託者に対して従事者の変更を求めることができる。

8 事故等への対応及び損害賠償

- (1) 受託者の業務遂行上の苦情、トラブルの対応は受託者の責任で行うとともに速やかに区へ報告すること。
- (2) 受託者は委託業務の遂行にあたり問題が生じた場合は、速やかに区に報告すること。
- (3) 受託者又は従事者の故意又は過失により、区又は第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任において賠償すること。
- (4) 受託者の区に対する虚偽の報告により、区又は第三者が不利益を被った場合、区は受託者に対し損害賠償の請求を行うことができる。

9 業務報告

受託者は、月毎に活動状況を任意の様式で区に報告すること。

10 守秘義務及び個人情報の保護

- (1) 受託者及び従事者は、本業務の実施過程で知り得た業務上の秘密について、第三者に漏らしてはならない。委託契約終了後も同様とする。
- (2) 受託者及び従事者は、江戸川区個人情報保護条例及び個人情報保護に関する特約条項を遵守すること。ただし、関係機関との連携の必要性が生じた場合はこの限りではない。この場

合、区に遅滞なく報告する。

- (3) 受託者及び従事者は、個人情報を契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。委託契約終了後も同様とする。
- (4) 受託者及び従事者は、個人情報の漏えい、滅失、き損その他の個人情報の適切な管理に支障が生じ、又は生じるおそれがある場合（当該支障が生じるおそれがあると区が認めることにつき相当な理由がある場合を含む。）は、直ちにその状況を区に報告し、区の指示を受け、これに従わなければならない。
- (5) 区は受託者及び従事者の個人情報の管理状況が不適切と認められるときは受託者及び従事者に対して必要な指示を行うことができるものとし、受託者及び従事者はこれに従うものとする。
- (6) 前各号に掲げる事項に受託者及び従事者が違反した場合は、区はこの契約を解除できるものとし、受託者及び従事者は区に生じた損害を賠償しなければならない。

11 契約の解除

区は、受託者が以下の事由に該当する場合は、契約を解除することができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により委託料を請求し、又は支払いを受けた場合。
- (2) 事業の実施に当たり、第三者の信用を著しく損なうような行為があった場合。

12 委託料

本契約の遂行に要する一切の経費を含むものとする。

13 委託料の支払

支払は月毎（年 12 回）とし、受託者の請求を受けた日から 30 日以内に支払うものとする。

14 その他

- (1) 従事者には、身分を証する証明書を携行させること。
- (2) 従事者が作成した成果物の権利は、全て区に帰属する。
- (3) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた場合は、区と協議のうえ定めるものとする。
- (4) 最低賃金（毎年 10 月頃の改正により最低賃金額が改正された場合は、当該改正後の最低賃金）以上の額を労働者に支払うこと。